

# 京都市職員の公正な職務の 執行の確保に関する条例

平成19年10月1日から施行

市民の皆様から寄せられた  
要望等については、  
誠実かつ公正に  
対応するとともに、  
書面に記録します。



不正な要望等や不正な言動を伴う  
要望等に対しては、組織を挙げてき然と対応し、  
市民の皆様から信頼される  
市政運営を実現して参ります。

## 条例制定の背景

本市では、平成15年6月に「京都市職員の公正な職務執行を確保するための体制に関する要綱」を制定し、日々の業務に関連してなされる職員への様々な要求に対して、職員が不正な働き掛けを受けることなく、公正な職務の執行を行える体制づくりに取り組んで参りました。

平成19年2月市会において、市会議員が遵守すべき政治倫理を定めた「京都市会議員政治倫理条例」が制定されるとともに、市職員が公正な職務執行を確保するための条例の早期制定を求める決議がなされました。これを受け、これまでの本市の取組を一層充実させるため、本条例を制定いたしました。

## 要望等の記録

### 記録の対象となる要望等とは

- ① 市民や事業者等から、
- ② 職員に対して行われる、
- ③ 本市の業務に関する、
- ④ 職員の作為又は不作為を求める一切の行為

をいいます。

\* 要望等のなされた場で用件が終了し、改めて対応する必要がない場合には、記録をしなくてもよいこととしております。

### 要望等への対応について

- ① 職員が書面以外の方法によりお受けした要望等は、すべて記録します。  
\* 記録した内容は確認していただくことができます。
- ② 記録した要望等及び書面でお受けした要望等は、上司に報告し、組織的に対処してまいります。
- ③ 要望等の件数やその概要等を毎年公表します。

## 不正な要望等や不正な言動を伴う要望等にはき然と対処

不正な要望等や不正な言動を伴う要望等には、要望者に対して警告したり、警察等の捜査機関へ告発する等必要な措置を講じます。

また、講じた措置の内容を公正職務執行審議会に報告し、御意見をいただくとともに、毎年公表します。

### 不正な要望等

不正な要望とは、要望等のうち、次のいずれかに該当する作為又は不作為を求める行為をいいます。

- ① 合理的な理由なく、特定のものに対して有利な取扱いをし、又は不利益な取扱いをすること。  
例) 特定の業者に発注するよう、又は特定の業者を契約の候補者として選定するよう求めること。
- ② 合理的な理由なく、特定のものに義務のないことを行わせ、又は特定のものの権利の行使を妨げること。  
例) 公共工事に関し、元請業者に下請参入させることを口利きするよう求めること。
- ③ 合理的な理由なく、執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないこと。  
例) 差押等の滞納処分を行わないよう、若しくは猶予するよう求めること。

- ④ 本市が当事者となる契約において、本市以外の契約の当事者に不当な利益が生じるよう契約の対価又は条件を操作すること。  
例) 契約内容が履行されていないにもかかわらず、代金を支払うよう求めること。
- ⑤ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。  
例) 契約における予定価格,設計価格,予算額等の情報(公表されているものを除く。)を事前に教えるよう求めること。
- ⑥ その他公務員としての職務に係る法令等又は倫理に反する行為を行うこと。

### 不正な言動を伴う要望等

不正な言動とは、暴行、脅迫、侮辱その他の社会的相当性を逸脱する言動をいいます。

例) 職員への暴行、脅迫や侮辱などのほか、職員を監禁し、又は拘束するもの、長時間又は長期間にわたり執拗に要求を繰り返すもの、退去を命じても長時間にわたり居座るものなど

## 条例の運用を支える実施機関、職員及び市民の皆様等の責務

### 実施機関

(市長,公営企業管理者等行政を執行する機関)

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対して適切な措置を講じるとともに,公正な職務の執行を確保するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

### 職員

要望等があったときは,これに対し誠実かつ公正に対応するとともに,不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対してき然として対応するなど,常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

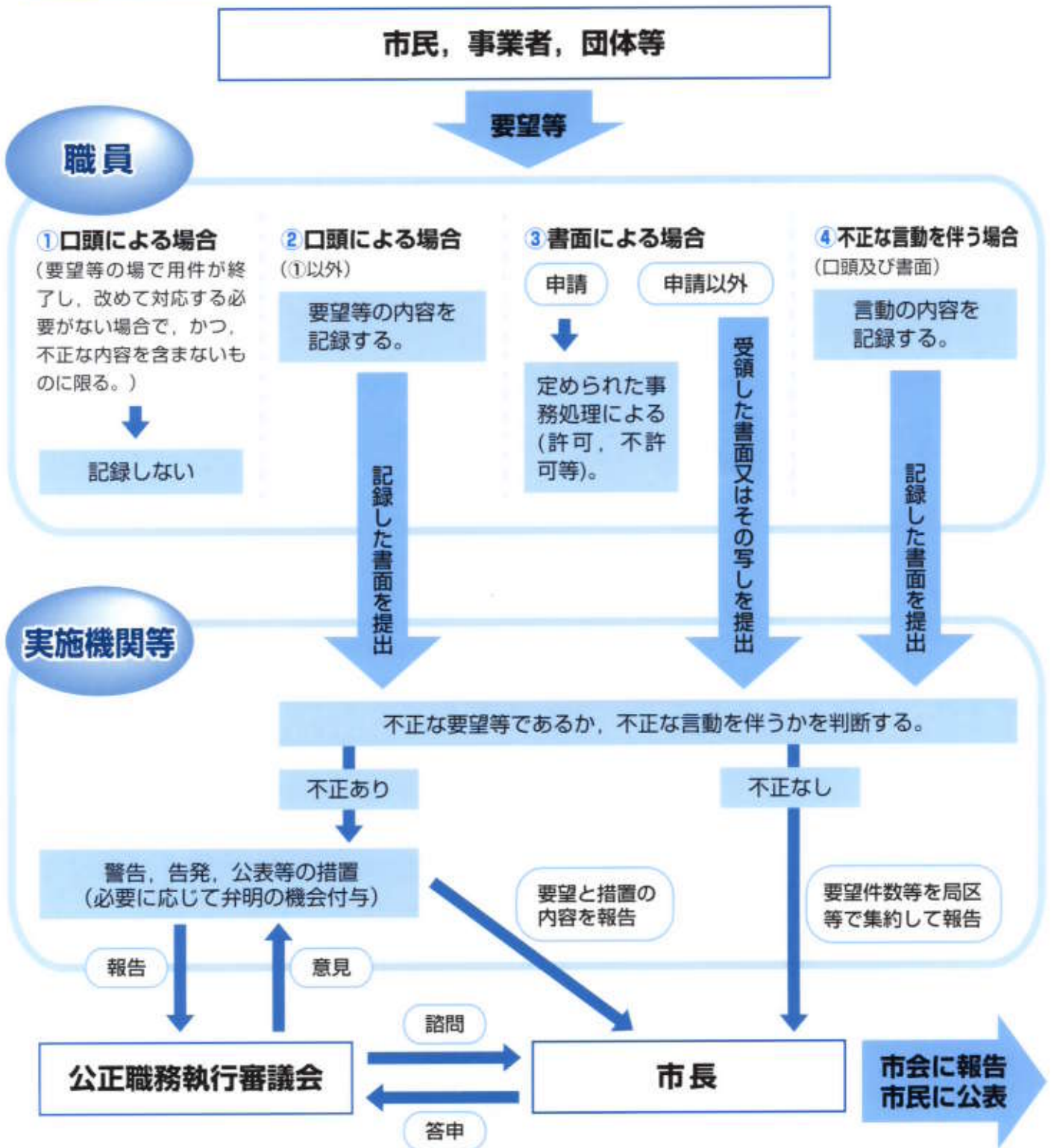
### 市民等

(市民,事業者その他要望等を行おうとするもの)

不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等により職員の公正な職務の執行を妨げないようにしなければならない。



# 要望等の処理に関するイメージ図



京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例について  
平成19年9月発行 京都市印刷物第 193115号

**京都市総務局監察室**

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

Tel : 075 - 222-4069 Fax : 075 - 213-3803

URL : <http://www.city.kyoto.jp/somu/kansatsu>



このパンフレットは再生紙を使用しています。